

社会福祉法人 はるな郷 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 3年 4月 1日～ 令和 6年 3月31日までの 3年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和3年4月～ 社内ネットワークを利用し電子掲示板において周知する

目標2：年次有給休暇を計画的に取得するため、年度当初に「年次有給休暇取得計画申出書」の提出を促す。

<対策>

- 令和3年5月～ 社内ネットワークを利用して周知を図る